

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成26年9月に死亡した事案について、高齢者の母及び同人の付添い等を継続した申立人長男のいずれについても避難継続の合理性を認め、母の相続人である申立人らに対し母の避難慰謝料については病状等を考慮して月10割の増額を死亡時まで、申立人長男に対し同人の避難慰謝料については避難による家族別離を考慮して月3割の増額を平成26年11月まで、それぞれ認めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4及び申立人X5（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成26年9月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目（下記期間分に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

項目	期間	金額
被相続人の精神的損害 （増額分を含む）	自 平成26年3月1日 至 平成26年9月〇日	1,400,000円
申立人X1の精神的損害 （増額分を含む）	自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日	1,170,000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目（同項記載期間分に限る。）についての和解金として、合計257万0000円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載期間分に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月10日

（仲介委員 友納治夫）